

福祉サービス第三者評価 個人情報保護規程

特定非営利活動法人共育機構Ohma（以下「評価機関」という）では、以下の個人情報保護ポリシーに従って福祉サービス提供者（以下「事業者」という）の個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理についても適切な措置を講じます。

1.（法令等の遵守）

評価機関は個人情報保護法その他関連する法令等を遵守します。

2.（管理体制）

評価機関は個人情報の取り扱いおよびシステムに関して、必要な規定等を策定するとともに管理者を置く等、人権を尊重し個人情報の保護を徹底する管理体制を構築します。

3.（個人情報の取得）

評価機関は業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により、事業者から個人情報を取得します。

4.（個人情報の利用）

評価機関は事業者の個人情報を利用するにあたっては、業務遂行に必要な範囲内で利用することとしその範囲を超えた利用はいたしません。また、第三者評価で実施した利用者調査及び事業者評価における事業者の自己評価結果に関して、記入者が特定されないよう加工し事業者に報告します。

5.（個人情報の守秘義務）

評価機関は、第三者評価の実施上知り得たサービス利用者及びサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、評価契約終了後も同様のものとします。さらに評価機関は、評価業務に従事する者に対して、第三者評価の実施上知り得たサービス利用者及びサービス事業者に関する情報を第三者に漏洩しないよう、また、従事者でなくなった後においてもこれらの情報に関する守秘義務を保持するよう必要な措置を講じます。

6.（正確性の確保）

評価機関は事業者の個人情報の正確性・最新性を確保するための、適切な措置を講

じます。

7. (安全管理対策)

評価機関は取り扱う事業者の個人情報の漏えい、紛失あるいは棄損の防止その他の安全管理のための対策を講じます。

(1) 利用者等に関する情報が記載された書類、及び事業者が業務上作成した資料等については、訪問調査時に現地で閲覧確認し、事業所外に持ち出しません。ただし、事業者が業務上作成した資料等については事業者の同意を得て、提供を受けた場合はこの限りではありません。

(2) 評価実施にかかる書類の取扱いについては、保有する必要がなくなった書類等の情報については確実かつ速やかに破棄又は消去します。

8. (スタッフの教育・指導)

評価機関はスタッフに対して個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、教育・指導を徹底します。

9. (第三者への情報提供)

評価機関は、法令に基づく場合、人命や財産の保護のため緊急の必要がある場合等を除き、事業者の同意なく個人情報を第三者に提供・開示いたしません。

10. (管理体制の継続的改善)

評価機関は、個人情報の取り扱いに関する管理体制について、持続的に有効かつ適正な運用がされるよう継続的改善を図ります。

11. (職員の責務)

個人情報、個人データを取り扱う職員は、法令および本規程を遵守し、個人情報、個人データを適切に取り扱い、保有個人データの正確性を維持し、常に安全性の確保に努めなければなりません。

12. (自己情報の開示・訂正等に対する請求の決定等)

評価機関は、自己情報についての開示ないし訂正について、本人(法定代理人)あるいは相続人の要請により開示や訂正、削除、利用などの中止等を請求することができます。

13. (苦情申出に対する対応)

評価機関が行う評価業務に対する、利用者からの苦情に対して、適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護し、評価業務に対する品質の向上と、社会的な信頼を向上させることを目的とします。なお苦情申出に対する責任主体を明確にするため、苦情受付窓口及び、苦情相談責任者を設置します。

附則

この規定は、令和6年12月1日より施行します。